

土屋ケアカレッジ関西 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

（目的）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信）

（受講対象者）

第5条 受講対象者は次のものとする

関西圏または関西近郊在住、在勤で通学可能なもの

（研修参加費用）

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000 円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

（使用教材）

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

（研修カリキュラム）

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

第9条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、「実習施設一覧」とおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ 関西

（担当講師）

第10条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

（募集手続）

第11条 募集手続は次のとおりとする。

- 1 専用申込窓口の college@care-tsuchiya.com または電話（050-3138-2024）、WEB にて申込む。必要事項内容は college@care-tsuchiya.com に送信する。定員に達した時点で申込受付は終了する。
- 2 受講の決定は審査の上、受講決定をメールまたは電話にて受講生に通知する。
- 3 受講が決定した受講生は、期日までに受講料を納入する。

（科目の免除）

第 12 条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第 13 条

1 修了の認定は、第 8 条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において 90 点以上（100 点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において 90 点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2 2 日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第 14 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第 15 条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律 5,000 円を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

第 16 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第 17 条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第 18 条 修了者管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、兵庫県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- 2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第 19 条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第 20 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

- ①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
- ⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口
電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和3年4月1日から施行する。

カリキュラム表

事業者名：株式会社土屋

令和4年度 関西クラス標準区分表

区分	科 目	講習時間数			講 師 名 (例)
		計	通学 講習	通信 講習	
講 義	オリエンテーション	0.5	0	0.5	
	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	0	2	
	基礎的な介護技術に関する講義	1	0	1	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	0	2	
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5	
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5	
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0	
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0	
	喀痰吸引等に関する演習	1	1	0	
実 習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3	0	
	外出時の介護技術に関する実習	2	2	0	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5	0	
合 計		21	12.5	8.5	

実 習 施 設 一 覧

重度訪問介護従業者養成研修事業者名 土屋ケアカレッジ 関西

実習科目名 Ⅲ1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ関西	尼崎市昭和通 3-90-1 尼崎 KR ビルディング 406 号室	宮本武尊

実習科目名 Ⅲ2 外出時の介護技術に関する実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ関西	尼崎市昭和通 3-90-1 尼崎 KR ビルディング 406 号室	宮本武尊

実習科目名 Ⅲ3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習

実 習 施 設 等 の 名 称	所 在 地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ関西	尼崎市昭和通 3-90-1 尼崎 KR ビルディング 406 号室	宮本武尊
ホームケア土屋 関西	兵庫県西宮市与古道町 3-11	松本満
ホームケア土屋 大阪	大阪府大阪市中央区谷町 2-2-20 大手前類第一ビル 10F	魯山香織
ホームケア土屋 奈良	奈良県奈良市三条添川町 1-5 サンフェアリー703	義之博貴
ホームケア土屋 和歌山	和歌山県和歌山市六十谷 732-1 ロビンコート 203 号室	竹本礼奈
ホームケア土屋 三重	三重県四日市市安島 1-6-2 下田ビル 204 号室	石田茂雄
ホームケア土屋 京滋	宇治市宇治壺番 134-1 荒川ビル4階	松尾千佳子
ホームケア土屋 金沢	石川県金沢市松村町 ヌ70番地1	明和祥郎
ホームケア土屋 富山	富山市内幸町 7 番 9 号 内幸町ラ・フォンテ 404 号室	宮下和也
ホームケア土屋 東海	愛知県岡崎市康生通東 2 丁目 41 昴ビル 5F	渡邊良平
ホームケア土屋 岐阜	岐阜県岐阜市長住町 8-24 アシスト第 2 岐阜マンション 201 号室	中村有志

講 師 一 覧 表

No.1

講 師 氏 名	現職、保有資格、実務経験		担当 科目 番号	担当科目名
大山 敏之 (旧姓:高浜) (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ・基礎的な介護技術に関する講義 ・コミュニケーションの技術に関する講義 ・基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 ・外出時の介護技術に関する実習 ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
	資格	介護福祉士		
	経験	17年		
吉田 政弘 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	社会福祉士		
	経験	2年		
宮本 武尊 (旧姓:八木橋) (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	介護福祉士		
	経験	5年		
原 理恵 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	介護福祉士		
	経験	6年		
杉 隆司 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	実務者研修		
	経験	2年		
棕木 慎也 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義 ・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義 ・喀痰吸引等に関する演習
	資格	看護師		
	経験	3年(資格取得後)		
鈴木 友子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	看護師		
	経験	7年(資格取得後)		

講 師 一 覧 表

No.2

講 師 氏 名	現職、保有資格、実務経験		担当 科目 番号	担当科目名
成瀬絵梨 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義 ・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義 ・喀痰吸引等に関する演習
	資格	看護師		
	経験	10年		
斎藤みさを (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	看護師		
	経験	15年		
石伏匡子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	看護師		
	経験	9年		
橋本 弘子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	看護師		
	経験	28年		
藤森孝子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	看護師		
	経験	27年		
長谷川 信子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	看護師		
	経験	22年		
間瀬 あゆみ (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	看護師		
	経験	15年		
	現職	株式会社土屋		・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義

坂下 陽一 (専任・兼任)	資格	実務者研修		・基礎的な介護技術に関する講義 ・コミュニケーションの技術に関する講義 ・基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 ・外出時の介護技術に関する実習 ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
	経験	11ヶ月		
中原しのぶ (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	介護福祉士		
	経験	8年		
児玉夏樹 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋		
	資格	介護福祉士		
	経験	4年		
	現職			
	資格			
	経験			
	現職			
	資格			
	経験			